

### 第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類4	商工業・観光の振興
小分類1	戦略的な産業活性化の推進		

#### 第3期中期計画における「現況と課題」

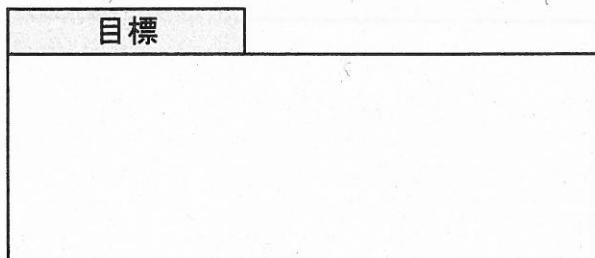
産業創出による市内経済の活性化は、安定した就労環境と定住人口確保につながるものであり、人口減少や厳しい財政運営に直面する中で、従来からの各分野での支援策のみではなく、産業全般にわたった振興策を策定し、市内経済の活性化と宇治市の魅力向上を図っていく必要があります。

2013年(平成25年)度からは、市内製造業企業を訪問して本市の産業施策等を紹介し、その利用促進を図るとともに、各企業へのヒアリングを通じて、企業ニーズの把握に努めています。

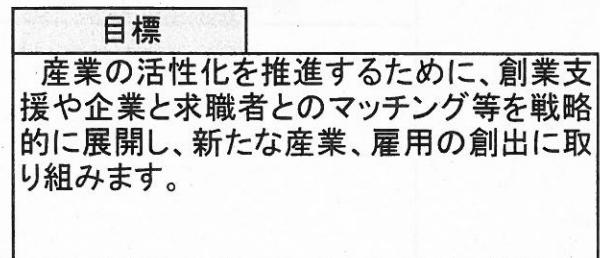
2015年(平成27年)度からは、基本的に月1回、人材確保に悩む市内中小企業と若者の雇用支援を目的として、会社説明会を実施し、実際に採用に結び付く成果を挙げています。また2016年(平成28年)度には、製造業の市内中小企業が参加する合同企業説明会を開催しました。京都府をはじめハローワーク宇治や地域若者サポートステーション京都南などの関係機関と連携するとともに、職業能力の向上に向けては、引き続き城南地域職業訓練センターの運営を支援するほか、京都ジョブパーク地域相談会を市役所で実施するなど、雇用機会の拡大に取り組んでいます。今後、参加企業や参加者を安定的に確保し、事業の効果を高めるために、より効果的な周知や広報に努める必要があります。

2017年(平成29年)度からは、「宇治市創業支援補助金」を創設し、創業初期の不安定な時期に経費の一部を補助することにより、企業の育成に努めるとともに、地域活性化を目指します。今後策定する産業連関表、産業戦略に沿って、起業家の養成や雇用の創出、税収の確保も含めて市域の発展につながる地域経済施策について、大学及び研究機関並びに金融機関、地元企業等と連携を図りながら、より一層の取組を進める必要があります。

#### 第2期中期計画



#### 第3期中期計画



## 第2期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
雇用創出助成対象者数	82人	↗	↗	



## 第3期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
雇用創出助成対象者数	95人	↗	↗	
会社説明会及び 合同企業説明会参加者数	160人	↗	↗	
創業支援事業計画に基づく 創業支援対象者数	74人	↗	↗	

### 備考

### 関連部門計画

- ・宇治市産業基盤整備基本計画

## 第2期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 産業の発展・維持の新たな戦略の検討

まちとともに元気に成長する多様な企業が集積、存続し続けられるよう、まちの活力につながる企業の発展・維持を目指した取組を、企業訪問で得た意見なども参考にしながら、検討します。

#### 2. 創業への支援

新たな商業活動を創出するため、創業に対する支援を検討します。

#### 3. 起業への支援

新たな産業を創出するため、産学官の連携により、起業への支援を行います。

#### 4. 雇用機会の拡大安定

厳しい状況にある雇用の機会拡大と安定化を図るために、京都府やハローワーク宇治など関係機関と連携し、雇用のミスマッチの解消等による雇用の促進を図ります。

## 第3期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 産業の存続・発展の新たな戦略の検討

まちの活力につながる多様な企業の集積・存続・発展のため、市内の経済構造の把握に努め、企業訪問で得た意見なども参考にしながら、産業振興の戦略を検討します。

#### 2. 創業(起業)への支援

新たな事業活動を創出するため、創業(起業)に対する支援を検討します。

#### 3. 企業の発展支援

事業活動を促進するために、産学官や金融機関などとの連携により、企業の育成や経営指導を行うなど企業の発展に対する支援を検討します。

#### 4. 雇用機会の拡大安定

厳しい状況にある雇用の機会拡大と安定化を図るために、京都府やハローワーク宇治など関係機関と連携し、雇用のミスマッチの解消等による雇用の促進を図ります。

### 備考

産業振興の戦略を検討し具体的に振興策に取り組むにあたって、第2期中期計画時小分類2-4-1「商業の振興」、小分類2-4-2「工業の振興」及び小分類2-5-1「勤労者福祉の向上」の取組の方向を集約し定めています。



### 第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類4	商工業・観光の振興
小分類2	商業の振興		

#### 第3期中期計画における「現況と課題」

本市の卸業・小売業は、平成26年商業統計調査によると、全体の80.2%が従業者10人未満の小規模な商店となっています。また、本市では人口急増期に鉄道駅を中心に住宅開発が進んできしたことから、駅周辺には商店街や小売市場が形成されており、地域の消費者を対象とした最寄品の販売を中心に事業活動を展開してきました。しかし、大型スーパーを核とした近代的なショッピングセンターが近隣に点在し、インターネットの利用による販売形態の変化などもあり、厳しい経営状況が続いている。

そのような状況の中で、中小企業者の経営安定のため、「宇治市中小企業低利融資(マル宇)」など、利用者への利子・保証料補給などの支援施策を実施していますが、地域の経済は先行き不透明な部分もあり、今後も引き続き、円滑な資金調達等を支援する必要があります。

また、商店街の活性化に向けて、各商店街等団体が実施するイベント等の活性化対策事業、地場産品のPRやマップの制作などの情報化事業に対して補助するなどの施策に取り組んでいますが、より効果的な施策とするためには、商店街の自主性・自立性を高めることが重要です。そこから、より収益を上げることのできる商店街となることで生まれる雇用や個店の所得の向上など地域経済の発展が見込まれるため、各商店街が自らの将来ビジョンを持って魅力ある商店街づくりに向けて取り組める方策を検討する必要があります。

商業活力の再生や経営の安定、商店街等の活性化を図るために、宇治商工会議所とも連携し、販路開拓や賑わいづくり、人材育成などに対しても支援を行っています。今後も、宇治商工会議所との連携強化に努め、より効果的な商業支援を行うとともに、商業の振興と育成、研修の場として活用されている産業会館の利用の促進等、地域事業者交流の場をつくる必要があります。

#### 第2期中期計画

##### 目標

商業の振興を図るため、中小企業や商店街への支援を行い、消費者にとって魅力ある集客力の高い商業振興に取り組みます。

#### 第3期中期計画

##### 目標

商業の振興を図るため、中小企業や商店街への支援を行い、消費者にとって魅力ある集客力の高い商業振興に取り組みます。



## 第2期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
<参考> 卸・小売業の商店数	1,312店	→	→	出典:経済センサス活動調査 第11表(第1表では925店)
<参考> 卸・小売業の従業者数	11,424人	→	→	出典:経済センサス活動調査 第11表(第1表では7,809人)
卸・小売業の 年間商品販売額	1,697億円	↗	↗	出典:経済センサス活動調査 第1表



## 第3期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
<参考> 卸・小売業の商店数	1,283店	→	→	出典:経済センサス活動調査
<参考> 卸・小売業の従業者数	11,578人	→	→	出典:経済センサス活動調査
卸・小売業の 年間商品販売額	2,271億円	↗	↗	出典:経済センサス活動調査

### 備考

### 関連部門計画

## 第2期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 中小企業への支援

中小商業者の事業資金調達の円滑化を図るために、低利融資制度や保証料・利子補給などの支援を行います。

#### 2. 商店街等への支援

商店街・小売市場等の活性化を図るために、にぎわいを創出する環境整備や交流イベントなどの支援を行います。

#### 3. 経営指導等への支援

中小商業者の指導育成や経営改善を図るために、宇治商工会議所が実施する事業等に対して支援を行います。また、研修等の場として産業会館を活用します。

#### 4. 魅力ある商店・商店街づくりの促進

消費者にとって魅力ある商店・商店街にするため、多様な消費者のニーズに対応した商業活動の展開を促進します。

#### 5. 創業への支援

新たな商業活動を創出するため、創業に対する支援を検討します。

## 第3期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 中小企業への支援

中小商業者の事業資金調達の円滑化を図るために、低利融資制度や保証料・利子補給などの支援を行います。

#### 2. 魅力ある商店・商店街づくりの支援

消費者にとって魅力ある商店・商店街にするため、環境整備や交流イベントへの支援、多様な消費者のニーズに対応した商業活動の展開を促進します。

#### 3. 経営指導等への支援

中小商業者の指導育成や経営改善を図るために、宇治商工会議所が実施する事業等に対して支援を行います。また、研修等の場として産業会館を活用します。

小分類2-4-1へ

### 備考

「2.商店街等への支援」及び「4.魅力ある商店・商店街づくりの促進」については、「2.魅力ある商店・商店街づくりの支援」として一本化しています。

「5.創業への支援」については、第3期中期計画において新設する小分類2-4-1「戦略的な産業活性化の推進」に編成しています。



### 第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類4	商工業・観光の振興
小分類3	工業の振興		

#### 第3期中期計画における「現況と課題」

工業の振興と雇用の創出には、新規企業の誘致と市内既存企業の発展が不可欠であることから、企業立地に関連した補助金制度に加え、販路拡大を目的とした展示会への出展や、人材育成を目的とした資格取得、技術革新により競争力を高めることを目的に産業財産権の取得等に対する補助金制度を設けるとともに、全国でも数少ない試作・研究開発が行えるインキュベーション工場を運営し、ベンチャー企業の育成も行っています。また宇治市産業振興センターでは、企業向けセミナーや相談会などを開催するほか企業による会議、研修、展示会等も行われており、産業振興の拠点として活用を図っています。

2013年(平成25年)度からは、市内製造業企業を訪問して本市の産業施策等を紹介し、その利用促進を図るとともに、各企業へのヒアリングを通じて企業ニーズを把握し、マッチングの提案を行うなど、きめ細かな企業支援を行っています。

今後は、これらの企業ニーズを分析する中で、新たな工業用地の確保、企業の市外流出防止などに努める必要があります。

#### 第2期中期計画

##### 目標

工業の振興を図るため、ベンチャー企業等による新製品の開発、新産業の創出や、優良企業の誘致を行うとともに、中小企業の育成・支援に取り組みます。

#### 第3期中期計画

##### 目標

工業の振興を図るため、ベンチャー企業等による新製品の開発、中小企業の育成・支援に取り組みます。



## 第2期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
製造品出荷額等	5,139億円 (平成22年度)	↗	↗	出典:工業統計調査 (従業者4人以上の事業所)
助成対象指定企業数	33件	↗	↗	

## 第3期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
製造品出荷額等	4,959億円 (平成26年度)	↗	↗	出典:工業統計調査 (従業者4人以上の事業所)
助成対象指定企業数	36件	↗	↗	

### 備考

### 関連部門計画

- ・宇治市産業基盤整備基本計画

## 第2期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 企業立地の促進

企業立地を促進するため、進出企業等への支援を行うとともに、企業立地に必要な基盤整備の将来構想の検討や情報発信などの支援を行います。

#### 2. ベンチャー企業の育成

新産業創出のため、ベンチャー企業育成工場を活用し、企業の育成や経営指導を行います。

#### 3. 中小企業への支援

工業企業の活性化を図るため、展示会出展や人材育成などをはじめとした多様な支援を行います。

#### 4. 宇治市産業振興センターの活用

地域産業の活性化のため、宇治市産業振興センターの産業振興の拠点としての活用を図ります。

#### 5. 起業への支援

新たな産業を創出するため、産学官の連携により、起業への支援を行います。

#### 6. 産業の発展・維持の新たな戦略の検討

まちとともに元気に成長する多様な企業が集積、存続し続けられるよう、まちの活力につながる企業の発展・維持を目指した取組を、企業訪問で得た意見なども参考にしながら、検討します。

### 備考

「5.起業への支援」及び「6.産業の発展・維持の新たな戦略の検討」については、創業・産業連関表・産業戦略に係る取組の方向であり、第3期中期計画において新設する小分類2-4-1「戦略的な産業活性化の推進」に編成しています。

## 第3期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 企業立地の促進

企業立地を促進するため、進出企業等への支援を行うとともに、企業立地に必要な基盤整備の将来構想の検討や情報発信などの支援を行います。

#### 2. ベンチャー企業の育成

新産業創出のため、ベンチャー企業育成工場を活用し、企業の育成や経営指導を行います。

#### 3. 中小企業への支援

中小企業の活性化を図るため、展示会出展や人材育成などをはじめとした多様な支援を行います。

#### 4. 宇治市産業振興センターの活用

地域産業の活性化のため、宇治市産業振興センターの産業振興の拠点としての活用を図ります。

小分類2-4-1へ

小分類2-4-1へ



### 第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類4	商工業・観光の振興
小分類4	観光の振興		

#### 第3期中期計画における「現況と課題」

本市は、世界遺産の平等院・宇治上神社をはじめ、萬福寺・興聖寺・三室戸寺等の歴史的建造物、源氏物語に代表されるような歴史・文化遺産、そしてこれらを育んできた宇治川周辺の自然景観等観光資源に恵まれており、多くの観光客や市民を惹きつけることのできるまちです。

これらの恵まれた観光資源を活用し、宇治川の鵜飼・宇治茶まつり・県祭り等の伝統行事、季節感を活かした宇治川さくらまつりや、宇治十帖スタンプラリーなど年間を通して各種の催しが行われています。

2011年(平成23年)には、東日本大震災や平等院・宇治上神社・宇治川改修等の影響を受け、観光入込客数は減少していました。その後、2014年(平成26年)に平等院・宇治上神社の改修が完了し、商店街ではお茶に係る新しい店舗がオープンするなど、観光資源の充実により翌年度の観光入込客数は過去最高の559万人に達しました。

一方で、2011年(平成23年)度に実施した観光動向調査結果では、リピーター率の低さや観光客の滞在時間の短さが課題となっており、近隣の市町村との連携を図るなどして、改善に有効な取組を行っていく必要があります。

2013年(平成25年)度には、今後の本市の観光振興を進めていくための指針となる「宇治市観光振興計画」を、(公社)宇治市観光協会をはじめ、観光に関わる様々な事業者や学識経験者、京都府などとともに策定しました。計画は2022年(平成34年)度までを実施期間としており、まち歩き観光や上質な市内産宇治茶などを活用し、多様な層の観光客を呼び込めるように「宇治茶に染める観光まちづくり～みんなで淹れる おもてなしの一服～」をコンセプトとし、観光事業者や(公社)宇治市観光協会、市民、行政などが連携して、観光まちづくりを進めていくこととしています。

2016年(平成28年)度より2カ年かけて行う、観光動向調査において宇治観光に係る各種データを収集した上で、2018年(平成30年)度を初年度とする「宇治市観光振興計画」後期アクションプランを定めることとしており、このプランに沿って、引き続き各種観光施策の推進に取り組む必要があります。

#### 第2期中期計画

##### 目標

観光都市・宇治のブランド力を高めていくため、「宇治市観光振興計画」に沿って、観光事業者等、(公社)宇治市観光協会、市民と行政のパートナーシップのもとで観光まちづくりを進めます。



#### 第3期中期計画

##### 目標

観光都市・宇治のブランド力を高めていくため、「宇治市観光振興計画」に沿って、観光事業者等、(公社)宇治市観光協会、市民と行政のパートナーシップのもとで観光まちづくりを進めます。

## 第2期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
観光入込客数	472万人 (平成24年)	↗	↗	
観光消費額	3,432円／人 (平成23年度)	↗	↗	
観光滞在時間	3時間21分 (平成23年度)	↗	↗	



## 第3期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
観光入込客数	558万人	↗	↗	
観光消費額	調査中	↗	↗	
観光滞在時間	調査中	↗	↗	

### 備考

### 関連部門計画

・宇治市観光振興計画

## 第2期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 宇治らしさを極める

豊かな自然や歴史・文化等の観光資源に磨きをかけるとともに、高級茶として世界に誇る宇治茶ブランドを観光に活用します。

#### 2. おもてなし力を極める

多くの観光客にリピーターとして訪問してもらうため、観光事業者のおもてなし力を向上させるとともに、市民全体で宇治市に誇りを持ち、観光客を温かくお迎えする意識の醸成を図ります。

#### 3. 情報発信力を極める

観光都市・宇治を日本全国はもとより、世界の観光客に知ってもらうため、様々な媒体により、タイムリーかつ的確に、ニーズにあわせた情報を発信します。

#### 4. 観光関連団体等との連携

「宇治市観光振興計画」を実現するため、観光事業者等や(公社)宇治市観光協会、市民との連携を図り、それぞれの役割を果たします。

## 第3期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 宇治らしさを極める

多くの観光客に”宇治”に来たことを実感してもらうため、豊かな自然や歴史、文化等の観光資源に磨きをかけるとともに、高級茶として世界に誇る宇治茶ブランドを観光に活用します。

#### 2. おもてなし力を極める

多くの観光客により長く滞在してもらい、また、リピーターとして訪問してもらうため、観光事業者のおもてなし力を向上させるとともに、市民全体で宇治市に誇りを持ち、観光客を温かくお迎えする意識の醸成を図ります。

#### 3. 情報発信力を極める

観光都市・宇治を日本全国はもとより、インバウンド対策として世界の観光客に知ってもらうため、様々な媒体により、タイムリーかつ的確に、ニーズにあわせた情報を発信します。

#### 4. 観光関連団体等との連携

「宇治市観光振興計画」を実現するため、(公社)宇治市観光協会やお茶の京都DMOをはじめとする観光事業者や、市民との連携を図り、それぞれの役割を果たします。

### 備考

「1.宇治らしさを極める」「3.情報発信力を極める」「4.観光関連団体等との連携」については、現況と課題の内容を反映し時点修正しています。



### 第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類5	勤労者福祉・消費生活の向上
小分類1	勤労者福祉の向上		

#### 第3期中期計画における「現況と課題」

現在の労働環境は、社会経済情勢・産業構造の変化、技術革新や国際化、省力化、情報化が進行する中で、労働時間の大幅短縮、労働形態の多様化や、女性の社会進出など大きく変化しています。

このため、勤労者の労働環境に対するニーズも、年代や性別によって多様化しており、労働福祉施策の新たな展開が求められています。

本市では、「勤労者住宅資金融資制度」や「特定退職金共済制度」に対する支援、「京都府労働者生活資金特別融資制度」の保証料・利子補給事業などに取り組み、勤労者福祉の増進に努めていますが、今後も勤労者の多様なニーズに対応した労働福祉施策の充実を図る必要があります。

また、多様な働き方が求められていることを踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女共同参画や子育て支援、労働、産業振興など、様々な行政分野が連携し、労働福祉の増進につなげる取組を進めます。

#### 第2期中期計画

##### 目標

勤労者の多様なニーズに対応するため、国や京都府、関係機関と連携した雇用・失業対策により、勤労者福祉の向上に取り組みます。



#### 第3期中期計画

##### 目標

勤労者の多様なニーズに対応するため、国や京都府、関係機関と連携した労働福祉施策により、勤労者福祉の向上に取り組みます。

## 第2期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
<参考> 【ハローワーク宇治管内】 有効求人倍率	0.72 (年間平均)	↗	↗	
<参考> 【城南地域職業訓練センター】 職業訓練講座受講者数	409人	↗	↗	



## 第3期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
<参考> 【ハローワーク宇治管内】 有効求人倍率	1.22 (年間平均)	↗	↗	
<参考> 【城南地域職業訓練センター】 職業訓練講座受講者数	161人	↗	↗	

### 備考

### 関連部門計画

## 第2期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 勤労者への支援

勤労者の生活支援や技能向上を図るため、京都府の制度と連携した融資制度の充実や城南地域職業訓練センター等の運営支援を図ります。

#### 2. 技能功労者表彰制度の実施

優れた技能をもって産業の発展に尽力された方の功労を顕彰するため、技能功労者表彰制度を引き続き実施します。

#### 3. ワーク・ライフ・バランスの促進

仕事と生活の調和の取れた労働環境の充実のため、各種休暇制度等労働福祉の増進が図られるよう啓発に努めます。

#### 4. 雇用機会の拡大安定

厳しい状況にある雇用の機会拡大と安定化を図るため、京都府やハローワーク宇治など関係機関と連携し、雇用のミスマッチの解消等による雇用の促進を図ります。

## 第3期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 勤労者への支援

勤労者の生活支援や技能向上を図るため、京都府の制度と連携した融資制度の充実や城南地域職業訓練センター等の運営支援を図ります。

#### 2. 技能功労者表彰制度の実施

優れた技能をもって産業の発展に尽力された方の功労を顕彰するため、技能功労者表彰制度を引き続き実施します。

#### 3. ワーク・ライフ・バランスの促進

仕事と生活の調和の取れた労働環境の充実のため、各種休暇制度等労働福祉の増進が図られるよう啓発に努めます。

小分類2-4-1へ

### 備考

「4.雇用機会の拡大安定」については、第3期中期計画において新設する小分類2-4-1「戦略的な産業活性化の推進」に編成しています。



### 第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類5	勤労者福祉・消費生活の向上
小分類2	消費生活の充実		

#### 第3期中期計画における「現況と課題」

消費者保護のため、「消費者基本法」をはじめとして、「特定商取引法」、「製造物責任法」及び「消費者安全法」制定など法整備が進みましたが、規制緩和、経済活動のグローバル化、高齢化や情報化などを背景に、取引に関するトラブルの増加や、電話・郵便・インターネット等の情報伝達媒体による架空請求の被害が多発するなどの課題に直面しています。

こうした社会状況の中、本市では、消費者保護の観点から啓発と相談を両輪として事業を進めてきました。

消費生活相談件数は、一定横ばいで推移していますが、依然として多数の相談が宇治市消費生活センターに寄せられており、相談内容も多様化、複雑化しています。

それらに対応するため、弁護士の助言や見解を聞くことができる機会を設けているほか、独立行政法人国民生活センター等が実施する各種研修会に参加するなど、相談員のスキルアップに努めてきました。

また消費生活講座・出前講座及び消費者まつりなどのイベントや、市政だよりでの情報提供及び特集記事による周知広報など、様々な啓発活動を行っています。

今後も、消費者を取り巻く環境がより一層複雑化することが想定される中、市民からの相談に適切に対応するため、相談員のスキルアップ等に努めるとともに、一人ひとりの消費者が、自ら考え、行動できるように、市民による消費者環境についての自主的学習を促進するとともに、消費者庁をはじめ、関係機関との連携を図り、最新の情報を市民に提供していく必要があります。

#### 第2期中期計画

##### 目標

消費者の多様なニーズに対応するため、消費者への情報提供と啓発活動を推進するとともに、消費者庁をはじめ関係機関と連携し、消費生活の充実に取り組みます。



#### 第3期中期計画

##### 目標

消費者の多様なニーズに対応するため、消費者への情報提供と啓発活動を推進するとともに、消費者庁をはじめ関係機関と連携し、消費生活の充実に取り組みます。

## 第2期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
消費生活相談件数	955件	↗	↗	
消費生活展入場者数	1,100人	↗	↗	消費生活展は隔年実施



## 第3期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
消費生活相談件数	1,064件	1,100件	→	
消費生活展入場者数	800人	→	→	消費生活展は隔年実施

### 備考

### 関連部門計画

## 第2期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 情報の提供と啓発活動の推進

消費者が自ら考え、行動できるように、消費生活に関する情報の提供や啓発活動を行います。

#### 2. 消費生活相談の充実

相談内容の高度化・専門化に対応するため、相談員のスキルアップに努めるとともに、各種専門家の助言が適時得られる相談体制の充実を図ります。

## 第3期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 情報の提供と啓発活動の推進

消費者が自ら考え、行動できるように、消費生活に関する情報の提供や啓発活動を行います。

#### 2. 消費生活相談の充実

相談内容の高度化・専門化に対応するため、相談員のスキルアップに努めるとともに、各種専門家の助言が適時得られる相談体制の充実を図ります。



### 備考



## 第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類6	人権尊重社会の実現
小分類1	人権教育・啓発の推進		

### 第3期中期計画における「現況と課題」

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」とする世界人権宣言は、全ての人が、誰でも、いつでも、どこでも等しく人権が保障されなければならないことを明らかにし、日本国憲法においても、侵すことのできない永久の権利として基本的人権を保障しています。国連では、世界人権宣言を具体化するために、人権に関する数多くの国際規範を探査し、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて積極的な活動が展開されており、我が国においても、国際社会の一員として「国際人権規約」をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等の法整備や関係諸計画の策定など、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための取組が進められています。

本市でも、学校教育や生涯学習を通じて人権教育・啓発を推進するとともに、市民の人権意識の高揚を図るために広報活動、人権擁護委員や関係機関と連携した啓発活動、人権講座や啓発交流イベントの開催などの交流活動の推進に努めています。今後もアンケート調査の分析等を通じて、市民意識の把握に努め、効果的な手法を検討していく必要があります。

今後さらに京都府の研修等を通じて人権教育・啓発を推進する指導者の養成に努め、人権に特に関係する職業従事者への研修や事業を推進する必要があります。また、コミュニティワークうじ館・こはた館主催事業への市民参加者数は安定しているものの、さらに利用者数を増やすべく、今後とも館の積極的な広報に努めるとともに、福祉の向上と人権啓発のための市民交流拠点としての役割を十分に發揮できるように、事業の推進に努める必要があります。

人権に対する市民意識は着実に高まっていますが、依然として同和問題、女性に対する暴力、性別による固定的な意識に基づく差別的な取扱い、子どもや高齢者に対するいじめや虐待、障害のある人・外国人・エイズ患者・ハンセン病患者・犯罪被害者等に対する偏見や差別などの人権問題があり、インターネット上の悪質な書き込みや戸籍等の不正取得等の事象も発生しています。少子高齢化や技術革新などの社会状況の急速な変化、人の価値観の変化などにより、被害が多様化、複雑化していることから、人権侵害の被害者を救済する法制度の確立等、人権政策の一層の推進が求められています。

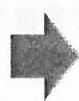
このような状況の中、2016年(平成28年)度には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」をはじめ、多くの人権に関わる法律が施行されました。

今後も、2016年(平成28年)3月に策定した「宇治市第2次人権教育・啓発推進計画」に沿って、人権尊重理念の普及と様々な人権問題の解決に向けた取組をさらに推進していく必要があります。

### 第2期中期計画

#### 目標

人権が尊重される社会を実現するため、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。



### 第3期中期計画

#### 目標

人権が尊重される社会を実現するため、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。

## 第2期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
人権教育・啓発指導者 養成研修修了者数	7人	20人	40人	
コミュニティワークうじ館 ・こはた館利用者数	31,571人	↗	↗	



## 第3期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
人権教育・啓発指導者 養成研修修了者数	13人	27人	42人	
コミュニティワークうじ館 ・こはた館利用者数	32,846人	↗	↗	

### 備考

### 関連部門計画

・宇治市第2次人権教育・啓発推進計画

## 第2期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 人権尊重のまちづくり

人権に対する市民意識の高揚を図るため、啓発講座等を開催するとともに、学校や地域などあらゆる場で人権教育・啓発に努め、人権尊重のまちづくりを推進します。

#### 2. コミュニティワークうじ館・こはた館の活用

人権教育・啓発のための市民活動・市民交流を促進するため、同和問題の解決に重要な役割を担ってきた隣保館を有効に活用し、人権啓発のための各種事業を推進します。

## 第3期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 人権尊重のまちづくり

人権に対する市民意識の高揚を図るため、啓発講座等を開催するとともに、学校や地域などあらゆる場で人権教育・啓発に努め、人権尊重のまちづくりを推進します。

#### 2. コミュニティワークうじ館・こはた館の活用

人権教育・啓発のための市民活動・市民交流を促進するため、同和問題の解決に重要な役割を担ってきた隣保館を有効に活用し、人権啓発のための各種事業を推進します。

### 備考

}

### 第3期中期計画施策(小分類)作成(案)

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類7	男女共同参画社会の形成
小分類1	男女共同参画の推進		

#### 第3期中期計画における「現況と課題」

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

これに伴い、国や京都府においては、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画が策定され、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、女性に対するあらゆる暴力の根絶や、女性の職業生活における活躍の推進など、男女共同参画社会の形成の促進に関する取組が推進されてきました。

本市でも、地域に根差した男女共同参画社会の実現を目指して、2003年(平成15年)度に宇治市男女共同参画支援センターを開設するとともに、2004年(平成16年)度に「宇治市男女生き生きまちづくり条例」を制定、2015年(平成27年)度には「宇治市男女共同参画計画(第4次UJIあさぎりプラン)」を策定して、「男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進」や「あらゆる分野における女性の活躍の推進」など、5つの基本方向を定め、本計画の基本方向を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の市町村基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の市町村推進計画として位置付け、また市民団体等との連携・協働を図りながら、様々な関係施策の推進に努めてきました。

2013年(平成25年)度に市民企画事業を再構築し、新たに地域で開催する男女共同参画の取組に対しても支援を行っています。

男女共同参画支援センターの利用者数については、親子で利用できる「げんきひろば」の開放日拡大等、利用者へのサービス向上に努め、2012年(平成24年)度と比較し、2016年(平成28年)度には13,279人の増加となっています。

2014年(平成26年)度からは、悩みを抱え込みやすいといわれる男性が気軽に相談できるよう、「男性のための電話相談」を実施しており、年々、相談件数は増加していますが、さらに、広報等利用拡大に向けて取り組む必要があります。

男女共同参画支援センターでの知識取得や意識啓発を中心とした取組のみでなく、地域の課題解決のための実践的活動を中心とした取組へと拡大する中で、市民や京都府等関係機関との連携・協働を一層促進し、DVへの対応やワーク・ライフ・バランスの実現など、引き続き男女共同参画社会の形成に向けて積極的な取組を推進していく必要があります。

#### 第2期中期計画

##### 目標

男女がいきいきと暮らすことができる社会を実現するため、市民・事業者等と協働して、地域に根差した男女共同参画を推進します。

#### 第3期中期計画

##### 目標

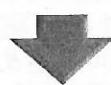
男女がいきいきと暮らすことができる社会を実現するため、市民・事業者等と協働して、地域に根差した男女共同参画を推進します。



## 第2期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成24年度)	第2期計画 (平成29年度)	将来展望	備考
各種審議会等における女性委員の登用率	28.4%	↗	↗	
男女共同参画支援センター活動団体数	43団体	↗	↗	
男女共同参画支援センター利用者数	35,413人	↗	↗	



## 第3期中期計画

### 目標値・指標値

	現状値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備考
各種審議会等における女性委員の登用率	28.7%	↗	↗	
男女共同参画支援センター活動団体数	50団体	↗	↗	
男女共同参画支援センター利用者数	48,692人	↗	↗	

### 備考

### 関連部門計画

・宇治市男女共同参画計画

## 第2期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 男女共同参画のまちづくり

地域に根差した男女共同参画社会を実現するため、京都府等と連携し情報発信や学習機会の提供に努めるとともに、市民・事業者等との協働によるまちづくりを推進します。

#### 2. 男女共同参画支援センターの活用

男女共同参画のための市民活動・市民交流を促進するとともに、女性の人権擁護や社会参画を支援するため、男女共同参画支援センターを有効に活用します。

## 第3期中期計画

### 取組の方向

#### 1. 男女共同参画のまちづくり

地域に根差した男女共同参画社会を実現するため、京都府等と連携し情報発信や学習機会の提供に努めるとともに、市民・事業者等との協働によるまちづくりを推進します。

#### 2. 男女共同参画支援センターの活用

男女共同参画のための市民活動・市民交流を促進するとともに、女性の人権擁護や社会参画を支援するため、男女共同参画支援センターを有効に活用します。

### 備考

